

(1) 横断的事項

ア. 労働(ディーセント・ワークの促進等)

(ア)ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の促進
 ((1)雇用の促進、(2)社会的保護の方策の展開及び強化、(3)社会対話の促進、
 (4)労働における基本的原則及び権利の尊重、促進及び実現等)

(注)指導原則(外務省仮訳)
<https://www.mofa.go.jp/mofai/files/00062491.pdf>

今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	国連指導原則No(注)
1 ●「ILO宣言」に述べられている基本的権利に関する原則の尊重、促進及び実現のために労働政策を推進し、女性活躍の推進にも貢献するワーク・ライフ・バランスの確保も含むディーセント・ワークの実現に引き続き努めていく。	【内閣府、厚生労働省】	総雇用におけるインフォーマル雇用の割合(非農林業就業者に占める自営業主・家族従業者の割合)、労働者の平均時給(性別、年齢、職業、障害者別)、失業率(性別、年齢、障害者別)、労働者100,000人当たりの致命的及び非致命的な労働災害数(注)SDGsのゴール8(すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する)とそのターゲットのグローバル評価指標のうち、主な関係指標	(厚生労働省)厚生労働省では、ビジネスと人権に関して、国内においては、働き方改革の推進などを通じてディーセント・ワークの促進、ハラスメント対策の推進、女性の活躍の推進、障害者雇用の促進など幅広く対応を実施している。 (注)主な評価指標の実績含む詳細については、 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal8.html に掲載。	期限の定めなし	1
					3
2 ●批准することが適当と認められる基本的なILOの条約及び他のILOの条約の批准を追求するための継続的かつ持続的な努力を払っていく。	【内閣官房、人事院、総務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、防衛省】	・実施状況	我が国が未批准であったILO基本条約のうち、ILO第105号条約については、2022年に締結し、2023年に我が国について効力が生じた。残る未批准のILO基本条約であるILO第111号条約及び第155号条約についても、その批准の重要性は認識しており、引き続き、同条約と国内法制との整合性の検討を進めていく。第111号条約、第155号条約も含めた未批准条約について、毎年、政労使の代表者が参集するILO懇談会でも議論を行っているところであり、直近では2023年に第111号条約、第155号条約について意見交換を実施した。	期限の定めなし	1
					3

(イ) ハラスメント対策の強化

今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
3 ●改正労働施策総合推進法等の履行確保を通じてハラスメントのない職場環境の実現に向けた取組を引き続き推進していく。	【厚生労働省】	①セクシュアルハラスメント措置義務に関する是正指導の件数 ②妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務に関する是正指導の件数 ③パワーハラスメント防止措置に関する是正指導の件数	①1,243件(令和4年度) ②1,439件(令和4年度) ③1,655件(令和4年度)	期限の定めなし	1
					3

(ウ)労働者の権利の保護・尊重(含む外国人労働者・外国人技能実習生等)

今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
4 ●外国人を雇用する事業主に対する労働法令の遵守及び「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(平成19年厚生労働省告示第276号)について、セミナー等を通じて事業主への周知徹底・意識啓発を図る。	【厚生労働省】	・ハローワークにおける事業所訪問指導の実施件数	2020年度:9,003件(計画数:11,342件) 2021年度:12,529件(計画数:11,700件) 2022年度:13,278件(計画数:12,161件) また、通年の事業所訪問指導に加え、例年6月には外国人労働者問題啓発月間を開催し、関係機関とも連携しながら外国人労働者の雇用管理改善に係る周知・啓発を行っている。	期限の定めなし	1
					3
5 ●外国人労働者のために、都道府県労働局、ハローワーク、労働基準監督署において、多言語による対応を引き続き実施する。	【厚生労働省】	・都道府県労働局及び労働基準監督署への外国人労働者からの相談のうち、労働災害及び労働時間等に係る相談件数について、過去3か年平均以上の件数(2021年度以前については過去5か年平均以上の件数)	評価指標で設定した数値について達成している。今後も適切に措置を行ってまいりたい。 2020年度:7,503件(指標:3,822件) 2021年度:6,498件(指標:4,619件) 2022年度:6,508件(指標:6,480件) また、ハローワークにおいて、通訳員の配置や多言語音声翻訳機器の活用、13か国語の電話通訳が可能な多言語コンタクトセンター等による多言語相談支援を実施している。	期限の定めなし	8
					25
					31
6 ●技能実習制度においては、平成29年から施行した技能実習法に基づく新たな制度の下、監理団体の許可制や技能実習計画の認定制の導入、技能実習生への人権侵害の禁止規定や人権侵害を行った監理団体等への罰則規定の整備、外国人技能実習機構による実地検査の実施や技能実習生からの母国語相談・申告窓口の設置、二国間取決め等による制度の適正化を、ジェンダーの視点も踏まえつつ、引き続き実施する。技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームが取りまとめた改善方策を引き続き着実に実施するほか、技能実習生の失踪防止に向けた新たな施策の実施に取り組む。	【法務省、外務省、厚生労働省】	・監理団体及び実習実施者に対する実地検査数 ・技能実習法に基づく行政処分件数 ・母国語相談及び申告件数	・外国人技能実習機構における実習実施者及び監理団体に対する実地検査数(26,659件(2022年度)) ・技能実習法に基づく行政処分件数(監理許可取消し:48団体、技能実習計画の認定取消し:519機関(2024年3月末現在)) ・母国語相談及び申告件数(母国語相談:延べ17,332件、申告(注):125件(2022年度)) (注)母国語相談窓口からの相談により明らかになったものを含み、技能実習法違反の疑いのある案件のうち、技能実習生等が技能実習法第49条の規定に基づく申告をすとした場合の件数。 なお、2021年4月21日からは、暴行や脅迫等の人権侵害行為の相談に対応するための専用窓口「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」を開設したほか、2023年4月12日からは、電話番号を持っていない者でも相談ができるよう、オンライン通話による相談対応を開始した。 この他、技能実習生の失踪防止に向けた取組として、2023年11月に失踪者の発生が著しいカンボジアの送出国からの技能実習生の新規受け入れを停止する措置を開始し、措置継続中。 2022年11月、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催が決定。同年12月から16回にわたって会議が開催され、2023年11月30日、最終報告書が法務大臣に提出された。これを受け、2024年3月15日に入管法及び技能実習法の一部改正法案を閣議決定した。	2017年11月～	1
					3
					5
					25
					31

イ. 子どもの権利の保護・促進

(ア) 人身取引及び性的搾取を含む児童労働撤廃に関する国際的な取組への貢献

今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
7 ●「バリ・プロセス」への拠出・参加を含む国際社会等との協力の下、JICAの技術協力や様々な国連機関への拠出を通じた、ジェンダーの視点も踏まえた人身取引対策及び被害者保護の強化に向けた取組を引き続き支援していく。	【外務省】	・国際移住機関(IOM)の人身取引被害者の帰国支援事業を利用して帰国した外国人人身取引被害者のうち、社会復帰支援を受けた人数	(外務省)2023年4月から2024年3月までの期間に帰国支援を行った7名の外国人人身取引被害者に対し、社会復帰支援(法的支援、起業支援等)を提供。	2005年～	10
					10
8 ●国際機関等への拠出を通じた、児童労働の撤廃に向けた取組の支援を引き続き行っていく。	【外務省、厚生労働省】	(厚生労働省) (注)(3)ア(ク)参照	(厚生労働省)我が国からの拠出を通じてILOが実施している「教育支援による児童労働削減プロジェクト」において、フィリピンの児童労働戦略フレームワーク2023-2028の策定に貢献するとともに、ASEAN地域での児童労働撲滅のためのロードマップの策定への支援等が行われており、アジア地域の児童労働の撲滅に向けた取組に貢献している。	2020年3月～2024年12月	10
					10

(イ) 旅行業法の遵守を通じた児童買春に関する啓発

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
9	●旅行業法(昭和27年法律第239号)の遵守を通じた児童買春に関する啓発及び、旅行者が児童買春を目的とするような不健全旅行に關与しないよう旅行業法に基づく立入検査を引き続き実施していく。	【観光庁】	旅行業法に基づく立入検査による旅行者の不健全旅行への関与が無い等の調査状況	旅行者等に対して旅行業法に基づく立入検査を実施し、直近2023年度において児童買春を目的とするような不健全旅行への関与は認められなかった。	旅行業法により定められている限り実施	1 3

(ウ) 「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」を通じた取組

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
10	●「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の着実な実施を通じ、性的搾取等を含む国内の子どもに対する暴力撲滅に取り組んで行く。	【内閣府→こども家庭庁、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省】	(関係府省庁)「子どもに対する暴力撲滅行動計画」に記載されている子どもに対する暴力の発生・相談件数等	(関係府省庁)令和3年8月、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」(GPeVAC)のバスファインディング国として、SDGsのターゲットである「子どもに対する暴力撲滅(ターゲット16.2)」の達成に寄与することを念頭に、虐待、性的搾取等・性暴力、いじめ、体罰等の分野における取組を幅広く取りまとめた「子どもに対する暴力撲滅行動計画」を策定した。児童虐待の発生予防・早期発見及び発生時の迅速かつ適切な対応、「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)」に基づく取組、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」等に基づく対応の徹底、学校での体罰防止・家庭での体罰防止(含む、民法の親権者の懲戒権の規定の在り方についての検討)等、同計画に記載された取組を着実に進めている。2024年3月には、子どもに対する暴力撲滅円卓会議ワーキング・グループを開催し、「子どもに対する暴力撲滅行動計画」のフォローアップを行った。 (法務省)性犯罪に係る刑事法の在り方については、強制性交等罪及び準強制性交等罪を統合した上で、同意しない意思の形成・表明・全が困難な状態での性交等であることを中核とする要件として規定し、不同意性交等罪としたことや、いわゆる性行同意年齢の引上げ等を内容とする刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律が2023年6月16日に成立し、同月23日に公布された。	(関係府省庁)2021-2023(法務省)2023年度	1
11	●「子どもに対する暴力撲滅基金」の人道分野への関与を通じ、海外における子どもに対する暴力をなくすための取組を推進していく。	【外務省】	・日本政府拠出案件における裨益者数等(「子どもに対する暴力撲滅基金」からの事業報告書による)	令和4年度補正予算において、子どもに対する暴力撲滅基金に約1.0億円を拠出。同拠出により、「サブサハラアフリカの子供に対する暴力削減のための良好な子育ての推進」事業が実施されている。	2023年	2

(エ) 関係業界・団体への「子どもの権利とスポーツの原則」の周知・啓発への協力

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
12	●国際会議での発信や、地方公共団体、学校、スポーツ団体等への本原則の趣旨の周知・普及啓発への協力を行っていく。	【スポーツ庁、外務省】	(スポーツ庁)各種イベントを通じた周知・普及啓発に取り組んでいる。	(スポーツ庁)ユニセフのオンラインイベントにて、室伏スポーツ庁長官が「子どもの権利とスポーツの原則」について発信。子どもたちのためのスポーツの実現に向け、関係者の一層の努力と協働を訴えた。	2020-2025	8

(オ) 「子どもの権利とビジネス原則」の周知への協力

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
13	●関係機関等への本原則の趣旨の周知への協力を行っていく。	【内閣府→こども家庭庁、外務省】	・実施状況	(こども家庭庁)青少年の非行・被害防止全国強調月間において、「インターネット利用における子供の犯罪被害等の防止」、「有害環境への適切な対応」等を重点課題に掲げており、国、地方公共団体及び事業者を始めとする関係団体等が相互に協力しながら、子どもに有害な製品やサービスへのアクセスを制限するための取組を進めるよう周知した。	(こども家庭庁)2023年7月	8

(カ) 青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備に向けた施策の着実な実施

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
14	●「青少年インターネット環境整備法」及び「青少年インターネット環境整備基本計画」に基づいて、青少年の安全・安心なインターネット利用環境の整備に向けて引き続き取り組んでいく。	【内閣府→こども家庭庁】	・実施状況	2021年6月7日に策定された第5次青少年インターネット環境整備基本計画に基づき、関係府省庁、地方公共団体及び民間が連携して青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を推進している。こども家庭庁では、保護者向け普及啓発のリーフレットを作成し、都道府県の関係機関等に配布するとともに、こども家庭庁ウェブサイトに掲載し、周知啓発している。	(こども家庭庁)2023年	1 3

(キ) 「子供の性被害防止プラン」に基づく施策の着実な実施

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
15	●国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際連携、被害に遭うことなく成長するための児童及び家庭の支援、ツールに着目した被害の予防・拡大防止対策の推進、被害児童の迅速な保護及び適切な支援、取締りの強化と加害者の更生、被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化に引き続き取り組んでいく。	【内閣府→こども家庭庁、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省→こども家庭庁、経済産業省】	(法務省)人権侵犯事件の新規救済手続開始件数	(こども家庭庁)子供の性被害防止プランに基づき、青少年の非行・被害防止全国強調月間の実施による国民意識の向上、また、第5次青少年インターネット環境整備基本計画に基づく各種施策の推進により、SNS等に起因する性被害防止のための環境整備を図った。 (警察庁)「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)2022」に基づき、児童の性的搾取等の被害実態等の把握と取締りの強化、使用されるツール等に着目した対策、被害防止に関する広報・啓発活動等を推進している。 (法務省) ・刑事施設において、不同意わいせつ、不同意性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足がある受刑者を対象に、認知行動療法の手法をベースとしたグループワーク等により構成された性犯罪再犯防止指導を実施してきたところ、効果検証や有識者検討会の結果等を踏まえ改訂したプログラムを令和4年4月から実施し、性犯罪者の再犯防止を図っている。 ・法務省の人権擁護機関では、「こどもの人権を守ろう」を啓発活動強調事項の一つとして掲げ、人権教室や講演会等の開催、啓発冊子の配布等、こどもが人権享有主体として最大限尊重されるような社会の実現を目指した人権啓発活動を実施している。 また、人権相談等を通じ、子どもに対する性的搾取等の権利侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。 ・児童買春、児童ポルノ事犯等の子供の性被害(児童の性的搾取等)事犯について、外国当局からの捜査共助の要請に対し、迅速かつ的確に共助を実施。 検察において、子供の性被害(児童の性的搾取等)事犯に対し、平成27年7月より適用が開始された「自己の性的好奇心を満たす目的による児童ポルノ所持等罪」も含め、児童買春・児童ポルノ禁止法等の関係法令を積極的に活用し、法と証拠に基づき、厳正な科刑を実現。 検察官に対し、経験年数等に応じて行う各種研修において、児童ポルノに係る関係法令に関する講義を実施(9回)。 ・保護観察所において、自己の性的欲求を満たすことを目的とした犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、その問題性を改善するため、認知行動療法に基づく犯罪者処遇プログラムを実施してきたところ、効果検証や有識者検討会の結果等を踏まえて改訂された性犯罪再犯防止プログラムを令和4年4月から実施し、性犯罪者の再犯防止を図っている。 ・テラスでは、児童虐待の被害を受けている児童や、受けるおそれのある児童に対し、被害を防止するための法的支援が必要な場合、弁護士による法律相談を実施している(DV等被害者法律相談援助)。 (外務省)「子供の性被害防止プラン」に基づき、児童の権利条約、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書の履行及び国内広報の実施、「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の着実な実施、海外渡航者への啓発等を推進している。 (文部科学省) ・国民意識の向上等に向けて、ネットモラルキャラバン隊を、2023年度においては全国3か所で開催済。 ・被害に遭うことなく成長するための児童生徒等及び家庭の支援として、ネット対策地域モデル地域事業を全国3か所にて実施済。	(こども家庭庁)青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月) (警察庁)2022-2027項(法務省)期限の定めなし(文部科学省)期限の定めなし	1

ウ. 新しい技術の発展に伴う人権

(ア) ヘイトスピーチを含むインターネット上の名誉毀損、プライバシー侵害等への対応

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
16	●インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害等の人権侵害事案を認知した場合には、当該情報の削除等をプロバイダ等に要請するなどの取組を引き続き実施する。	【総務省、法務省】	(法務省) ・人権侵犯事件の新規救済手続開始件数	(法務省)法務省の人権擁護機関では、人権相談等を通じ、インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、違法性を判断した上で、当該情報の削除等をプロバイダ等に要請するなどの取組を実施している。	期限の定めなし	1 25

(イ) AIの利用と人権に関する議論の推進

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
17	●AIが社会に受け入れられ適正に利用されるよう、人権尊重の観点も含め、「人間中心のAI社会原則」の定着に努めていく。	【全府省庁】	・実施状況	(外務省) ・AIと人権についての文言が盛り込まれている国連総会第3委員会等における決議等、フリーダムオンライン連合における共同声明等への支持を通じ、国際社会における発信と定着に努めた。 ・2021年のユネスコ総会で採択された「AIの倫理に関する勧告」の途上国における実施促進のため、ユネスコと協力し、アフリカ及びSIDS各国を対象とし、2022年～2025年の3か年事業「倫理リスクに対処したAI技術に関する対応支援事業」を実施している。	期限の定めなし	3

(ウ) AIの利用とプライバシーの保護に関する議論の推進

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
18	●国際会議等において、AIの利用とプライバシーの保護に関する議論の推進に努めていく。	【個人情報保護委員会、経済産業省】	(経済産業省)GPAI等の国際的な取り組みを通じて、AI原則等の実践に関する議論を進め、関連イベント等を通じて、その周知・普及啓発に取り組んでいく。	(経済産業省)経済産業省及び総務省においては、G7広島AIプロセスにおける合意を含め、AIに関する国際的な又は国際的に認知されたガバナンス枠組みを参照したAI事業者ガイドラインの策定に係る検討会の実施等、AIの適切な利活用に関する取組を進めている。 (個人情報保護委員会)2023年6月に東京で開催したG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合において、「生成AIに関する声明」を採択し、生成AIの開発者等は、「プライバシー・バイ・デザイン」の考え方にに基づき、生成AIの設計や運用等の段階でプライバシーを組み込むべきであるといった考えを世界に発信した。また、前述のG7声明と連動する形で、世界プライバシー会議(GPA)においても、生成AIシステムの開発等に際して遵守が求められるデータ保護・プライバシー原則の議論が行われ、同議論や成果文書の起草・採択等に参画した。世界プライバシー会議(GPA)をはじめとする枠組みにおいて、顔認証技術等のAIの適切な利用の確保に向けた国際的な議論に参画している。 (注)GPAI:人間中心の考え方に立ち、「責任あるAI」の開発・利用を実現するために設立された、民主主義、人権、包摂、多様性、イノベーションなどの価値観を共有する政府・国際機関・産業界・有識者等からなる官民多国間組織。	(個人情報保護委員会)期間の定めなし (経済産業省)2020～2025	10

エ. 消費者の権利・役割

(ア) エシカル消費の普及・啓発

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
19	●様々な主体が実施するエシカル消費に関連するイベントでの普及啓発の実施、HPでのイベント情報の発信や事例紹介、パンフレットや教材の作成等を社会的課題(背景)についても理解を促すような形で引き続き実施していく。	【消費者庁】	・エシカル消費に関連するイベントへの出展回数 ・HPでのイベント情報の発信数や事例紹介数	・エシカル消費に関連するイベントへの出展回数 ⇒4回(2023年度実績) ・HPでのイベント情報の発信数や事例紹介数 ⇒383件(2024年2月末時点)	期間の定めなし	3

(イ) 消費者志向経営の推進

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
20	●事業者が消費者志向経営を行うことを自主的に宣言し、宣言に基づき取り組み、その結果を公表する「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」を引き続き実施していく。また、消費者志向経営の推進を図るため、「消費者志向経営優良事例表彰」を実施していく。	【消費者庁】	・消費者志向自主宣言をした事業者数 ・消費者志向経営優良事例表彰応募件数	・消費者志向自主宣言をした事業者数 ⇒614事業者(2024年1月末時点) ・消費者志向経営優良事例表彰応募件数 ⇒40件(2023年度消費者志向経営優良事例表彰)	期間の定めなし	3

(ウ) 消費者教育の推進

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
21	●消費者教育推進法に基づき、消費者市民社会の形成に向けて、消費者が自らの利益の擁護及び増進のために自主的かつ合理的に行動できるようにその自立を支援するとともに、学校、家庭、地域、職域、その他多様な主体の連携を通して、消費者教育の推進を引き続き支援していく。	【消費者庁、文部科学省】	・地域での消費者教育関連事業(講座等)の実施割合 ・消費者教育ポータルサイトへのアクセス件数	(消費者庁) ・地域での消費者教育関連事業(講座等)の実施割合 ⇒50.0%(2023年度実績) ・消費者教育ポータルサイトへのアクセス件数 ⇒505,104件(2023年度実績)(2月末時点) (注)2022年度より新たなポータルサイト稼働に伴い、アクセス数集計方法変更	期間の定めなし	3

オ. 法の下での平等(障害者、女性、性的指向・性自認等)

(ア) ユニバーサルデザイン・心のバリアフリーの推進

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
22	●障害者差別解消法に基づき、各種広報・啓発活動の推進などの取組を進めていく。	【内閣府】	・有職者における障害者差別解消法の周知度を50%とする。	2023年度時点で33.1% 障害者差別解消法の趣旨等の周知啓発に関して、これまでも、ポスター・リーフレットの配布、合理的配慮や障害の種別の特性、取組事例などを分かりやすく紹介するポータルサイトの設置など、必要な広報に努めてきたところであり、これに加え、ポータルサイトのバナー広告や障害者差別解消法に関する新聞の突き出し広告等を実施した。	期限の定めなし	1 3
23	●交通・観光・流通・外食業界等における全国共通の接遇マニュアル等の策定・普及、研修の実施等を通じた全国における心のバリアフリーの展開を推進していく。	【観光庁、国土交通省】	・バリアフリー法に基づく基本方針における新たな整備目標	・「心のバリアフリー」の用語の認知度 約22% ・令和2年バリアフリー法改正を受けて創設した、ソフト面のバリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組んでいる観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」について、令和6年3月までに1694施設を認定。(観光分野)	(「心のバリアフリー」の用語の認知度) 2021年度～2025年度(観光分野においては)期限の定めなし	3

24	●障害の有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するため、各種人権啓発活動を実施していく。	【法務省】	・人権教室参加者数	法務省の人権擁護機関では、車椅子や障害者スポーツ体験、パラリンピアンによる講話と組み合わせた人権啓発活動に取り組んでいる(令和4年度人権教室参加者数:831,383人の内数)。	期限の定めなし	3
----	--	-------	-----------	--	---------	---

(イ) 障害者雇用の促進

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
25	●令和元年の改正障害者雇用促進法において導入した、公務部門に対する措置として、国及び地方公共団体の機関の任命権者による障害者活躍推進計画の作成・公表義務等、また、民間の事業主に対する措置として、障害者雇用に関する取組が優良な中小事業主に対する認定制度及び週所定労働時間が一定の範囲内の短時間労働者を雇用する事業主に対する特別給付金制度の創設等を通じ、障害者の活躍の場の拡大等の取組を推進していく。	【厚生労働省】	障害者の実雇用率	障害者の実雇用率は年々上昇し、2023年に初めて実雇用率が報告時点の法定雇用率を上回り、2.33%となっている。 (障害者の実雇用率) 2020年:2.15% 2021年:2.20% 2022年:2.25% 2023年:2.33% 令和元年改正の障害者雇用促進法は全面施行され、国、地方公共団体においては、国が定める作成指針に即して計画が作成・公表されているほか、障害者雇用に関する取組が優良な中小事業主に対する認定制度の認定事業主は331事業主(令和5年9月末確定値)と着実に増加しているなど、障害者の活躍の場の拡大が図られている。 また、令和4年12月に、雇用の質の向上の推進や多様な就労ニーズに対する支援等を内容とする、改正障害者雇用促進法が成立している。特に労働時間が短い重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定等を盛り込んでおり、令和6年4月の円滑な施行を図る。	期限の定めなし	1 3 8
26	●障害者雇用においては、複合的な人権侵害を被りやすい当事者(例えば、障害のある女性)に配慮をしていく。	【厚生労働省】	障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供に関するハローワークへの相談件数	障害者雇用促進法に基づく障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務等を通じて実施した。 (ハローワークへの相談件数) 2022年度:225件	期限の定めなし	3

(ウ) 女性活躍の推進

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
27	●女性活躍を通じた経済成長の意義を広く示し、ビジネス上の成果を共有していく。	【内閣府、外務省、経済産業省】	(外務省)内外の女性のエンパワメントに関するSNS等発信数	(外務省) 国内、海外の女性のエンパワメントに関するSNS等での発信を2023年1月～2024年2月までに728件行った。(昨年までは引用リポスト等も含めたが、今年からは女性参画推進室が発信した投稿のみカウントしている。) (経済産業省)女性を始め多様な人材の能力を最大限発揮させる「ダイバーシティ経営」の推進に向け、研修等を通じて企業等への普及促進を行った他、企業の「ダイバーシティ経営」の実践に必要な取組を見える化する「ダイバーシティ経営診断ツール」を使用したワークショップを試行し、特に中小企業のダイバーシティ経営の効果的な実践方法を検討した。また、東京証券取引所と共同で女性活躍推進に優れた上場企業を「なでしこ銘柄」として選定し、「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として紹介することを通じて、企業への投資を促進し、各社の女性活躍の取組の加速を促している。2023年度は、27社を「なでしこ銘柄」として選定した。また、新たに、両立支援に積極的に取り組む企業を「Nextなでしこ 共働き・子育て支援企業」として16社選定した。	(外務省)2022～2023(経済産業省)期間の定めなし	3
28	●男女双方がワーク・ライフ・バランスを実現するため、ケアワークの平等な分担を推進する。	【内閣府、厚生労働省】	(厚生労働省)男女の育児休業取得率	(厚生労働省) 育児休業取得率(2022年度) 女性:80.2%、男性:17.13% 男性の育児休業取得率は年々上昇傾向にあるが、女性と比べると低い水準であることから、より一層取得を促進するため、2021年に出生時育児休業(産後パパ育休)の創設等を含む育児・介護休業法の改正が行われ、段階的に施行されたところ。引き続き着実な履行確保を図っている。	(厚生労働省)毎年	3

(エ) 性的指向・性自認に関する理解・受容の促進

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
29	●相手の性的指向・性自認に関する侮蔑的な言動等を、職場におけるパワー・ハラスメントに該当すると考えられる例として明記する等したパワー・ハラスメントの防止のための指針の内容の周知啓発等により、改正労働施策総合推進法の着実な施行を図る。	【厚生労働省】	パワー・ハラスメントを防止するための対策に取り組んでいる企業割合	84.4%(令和4年10月時点) 令和4年4月から改正労働施策総合推進法が完全施行されたことを踏まえ、各企業において適切に措置が講じられるよう、周知啓発等に取り組んでいる。	期限の定めなし	1 3

(オ) 雇用の分野における平等な取扱い

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
30	●職業紹介、職業指導等については、職業安定法において、「何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分・・・等を理由として、職業紹介、職業指導(船員職業安定法においては船員職業補導)等について、差別的取扱を受けることがない」旨規定しており、公共職業安定所(船員については地方運輸局)は、同機関を通じて求人者の申込みを行っている事業所に対し、人種・民族の差別なく就職の機会均等を確保するための指導・啓発を引き続き実施していく。	【厚生労働省、国土交通省】	・実施状況	(厚生労働省)職業安定法に則り、公共職業安定所を通じて求人者の申込みを行っている事業所について、人種・民族等の事項を収集しようとしているなど、就職の機会均等が損なわれるおそれが生じた場合は、公共職業安定所がその是正について指導・啓発などを行っているところであり、今後も適切に措置を行っていく。	期限の定めなし	4
31	●公正な採用選考に関する啓発活動として、応募者に広く門戸を開き、職務に対する適性・能力のみを採用基準にすること等を記載した事業主向け啓発パンフレットを作成し、HP上に公表しているほか、ハローワーク等で開催される事業主向けの公正採用選考に係る研修会にて説明する等の取組を引き続き実施していく。	【厚生労働省】	・公正採用人権啓発推進員研修及び企業トップクラス研修開催数	876回(2022年度) (注)一定規模以上の事業所等の人事担当責任者等から選任頂いている「公正採用選考人権啓発推進員」に対する研修及び企業の幹部等トップクラスに対する研修を都道府県労働局またはハローワークが実施している。	2010年度～	3

(カ) 公衆の使用を目的とする場所又はサービスにおける平等な取扱い

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
32	●特定の人種・民族であること、男性同士・女性同士であることのみを理由として宿泊を拒否することを認めていない「旅館業法(昭和23年法律第138号)」に則って引き続き着実に実施していく。	【厚生労働省】	・実施状況	旅館業法においては、特定の人種・民族であること、男性同士・女性同士であることのみを理由として宿泊を拒否することを認めておらず、引き続き同法に則って着実に実施してまいりたい。	期限の定めなし	1 3

33	●宿泊料金、飲食料金その他の登録ホテル・旅館において提供するサービスについて、訪日外国人旅行者又は訪日外国人旅行者とその他顧客との間で不当な差別的取扱いを禁止する国際観光ホテル整備法施行規則(平成5年運輸省令第3号)を着実に実施していく。	【観光庁】	国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館より提出される料金及び宿泊約款の設定又は変更届出書における外客接遇上の不適切事例の確認・指示状況	国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル・旅館より提出される料金及び宿泊約款の設定又は変更届出書について、外客接遇上不適当であり、特に必要があると認めるときは変更指示を実施しており、2023年度において不適切事例は認められなかった。	国際観光ホテル整備法施行規則により定められている限り実施	1
						3

カ. 外国人材の受入れ・共生
共生社会実現に向けた外国人材の受入れ環境整備の充実・推進

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
34	●共生社会の実現に向けて、関係者の声を聴きながら、「ビジネスと人権」に資する関連施策も含め「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」に盛り込まれた生活の様々な場面に係る施策について、引き続き着実に実施・推進し、社会に発信していく。	【内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、公正取引委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】	・実施状況	(法務省) 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」の各施策の進捗状況を確認し、当該進捗状況や、受け入れた外国人材に対する受入れ環境整備を更に充実させる観点とともに、目指すべき外国人材との共生社会のビジョン、中長期的に取り組むべき課題としての重点事項及び具体的施策を示す「外国人材の共生社会の実現に向けたロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)(令和5年度一部変更)も踏まえ、令和5年6月、総合的対応策(令和5年度改訂)を決定した。 現在は、ロードマップ(令和5年度一部変更)及び総合的対応策(令和5年度改訂)に基づき、外国人材の共生社会の実現に向けた取組を推進している。 また、総合的対応策及びその進捗状況については、官邸及び出入国在留管理庁ホームページにより公表している。 (外務省) 共生社会実現に向けた外国人材の受入れ環境の充実・整備推進のために、企業が参加可能な国内の外国人労働者の課題解決に向けたマルチステークホルダーによるプラットフォーム(責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム:JP-MIRAI)を、JICAを通じて側面支援。(2024年3月4日時点・参加会員数:709。日本での就労に関心のある国内外の外国人材に対し、適切で透明性のある情報を提供すべくポータルアプリを通じて情報発信し、多言語対応の相談・救済窓口事業では、延べ2,731件(2022年5月～2024年2月末迄)の相談を行った。	(法務省)2018年度～ (外務省)2020年11月～	3

(2) 人権を保護する国家の義務に関する取組

ア. 公共調達
苦情処理手続を含めた「ビジネスと人権」に関連し得る調達ルール徹底
(障害者優先調達推進法に基づく取組、女性活躍推進法第24条に基づく公共調達に関する取組、暴力団排除に関する取組)

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
35	●障害者優先調達推進法の着実な実施を通じ、障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進を引き続き図っていく。	【全府省庁】	(関係省庁等) 国及び地方公共団体等による障害者就労支援施設等からの合計調達額及び調達件数	各府省庁や地方公共団体等は、障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、調達目標を含む毎年度の調達方針を策定し、公表するとともに、当該調達方針に基づき、物品等の調達を行い、年度終了後、調達実績を公表することとなり、障害者就労支援施設等からの物品等の調達を推進している。 ・調達件数の合計 2022年度 135,242件 (2021年度124,370件) ・調達額の合計 2022年度 221.65億円 (2021年度210.47億円と比較し11.18億円の増額) ・各府省庁の調達実績 2022年度 11.43億円 (2021年度11.23億円と比較し0.20億円の増額)	2013年度～	6
36	●「公共事業等からの暴力団排除の取組について」(平成21年12月4日付け暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム申合せ)等に基づき、公共事業等からの暴力団排除の取組を引き続き推進していく。	【全府省庁】	(警察庁) 地方自治体における暴力団排除条項等の整備件数	(内閣官房・内閣府) 警察庁と取り交わした「内閣及び内閣府所管各組織等が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書(平成25年12月11日付)(新合意書)に基づき、入札参加者等から暴力団排除に係る誓約事項について誓約させるとともに、全ての契約において暴力団排除に関する契約条項を定めるなどして、公共事業等からの暴力団排除の取組を着実に進めることができた。 (警察庁) 全都道府県において、公共事業等を対象とした暴力団排除条項が整備されているほか、市区町村においても順次整備されており、警察では、必要な情報提供を行うなど、国や地方自治体と連携し、公共事業等からの暴力団排除対策を推進している。 【参考】地方自治体は、受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項を盛り込むなどの取組を推進している。 (2023年末時点で暴力団排除条項を整備している市区町村数) ○ 公共工事 :1,734 ○ 測量・建設コンサルタント :1,732 ○ 役務提供 :1,689 ○ 物品・資材調達 :1,692 ○ 公有財産売払い :1,572	(内閣官房・内閣府)2010年4月1日～ (外務省)2012年1月1日～ (環境省)2012年6月1日～	6

37	●「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)等に基づき、国や独立行政法人等が価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)を行う際に、女性活躍推進法に基づく認定等を取付したワーク・ライフ・バランス等推進企業を引き続き加点評価していく。	【内閣府】	・実施状況	令和4(2022)年3月に改正した「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(平成28年3月22日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)に基づき、本取組についてより実効的な運用を図る観点から、国の機関における加点評価の実施状況や、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の入札参加及び受注の状況等についても調査・公表し、取組状況の「見える化」を行っている。また、当該取組の実施が努力義務となっている地方公共団体に対しても国に準じた取組の推進が図られるよう働きかけを行っている。	期間の定めなし	6
38	●公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及びこれらに基づく指針等の趣旨の浸透に向けて、建設業の働き方改革等を引き続き推進していく。	【国土交通省】	・実施状況	公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等を踏まえ、適正な工期設定や施工時期の平準化等による働き方改革について、様々な機会を通じて公共発注者や建設業団体へ周知徹底を図っている。	期限の定めなし	6
38-2	【追加施策(2年目)】 政府の実施する調達において、入札する企業における人権尊重の確保を促進する。	【全府省庁】	・実施状況	(全府省庁) 2023年4月、公共調達の入札説明書や契約書等において、「入札希望者/契約者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。」旨の記載の導入を決定。同決定に基づき、全関係府省庁において、公共調達の入札説明書や契約書等に、「入札希望者/契約者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。」旨の記載の導入を進めている。	2023年4月～	6

イ. 開発協力・開発金融
開発協力・開発金融分野における環境社会配慮に係る取組の効果的な実施

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
39	●JICAでは、「環境社会配慮ガイドライン」を定め、相手国等の法令や基準等を遵守するのみならず、世界銀行のセーフガードポリシー等と大きな乖離がないことを確認し、協力事業の実施に当たり国際的に確立した人権基準の尊重及び環境社会配慮を継続していく。特に、協力事業に対し社会的に適切な方法で合意が得られるよう、情報を公開した上で地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を行い、また、その際は社会的弱者について適切な配慮がなされるよう引き続き留意する。	【外務省】	・既存指標: JICAの業績評価の関連指標「環境社会配慮ガイドラインに基づく環境レビュー結果の公開数」	32件(2023年度、2024年3月4日時点の数値) ・JICAは2022年1月に改正・公布した環境社会配慮ガイドラインに基づき環境社会配慮を実施している。	2020-2025	4
40	●JBICでは、「環境社会配慮確認のためのJBICガイドライン」を、環境社会配慮全般及び人権に関する国際的な枠組みの中での議論、並びに公的輸出信用政策と環境保護政策との一貫性を求める「公的輸出信用と環境社会デュー・ディリジェンスに関するコモンアプローチ」等のOECDでの議論等を踏まえて策定した。上記JBICガイドラインの見直しは、上記議論等の進展を勘案しつつ、我が国政府、開発途上国政府等、我が国の法人等、専門家、NGO等の意見を聞きながら、透明性を確保して行っていく。	【財務省】	JBICによる、「環境社会配慮確認のためのJBICガイドライン」に基づく環境レビュー結果の公開数	28件(2023年4月～2024年3月の公開数) JBICは2022年5月に改正、同年7月に施行した「環境社会配慮の確認のためのJBICガイドライン」に基づき環境社会配慮を実施している。	2003年～	4
41	●NEXIでは、2015年の「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」改訂に際しては、検討すべき環境社会配慮の範囲に人権の尊重を含むことを明確化したことを踏まえ、引き続きガイドラインに基づき適切な環境社会配慮確認に努め、必要がある場合にはガイドラインの見直しを行っていく。	【経済産業省】	NEXIによる、「貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン」に基づく環境レビュー結果の公開数	12件(2023年4月～2024年3月の公開数) ・NEXIは、2022年6月に改正、同年7月に施行したガイドラインに基づき環境社会配慮を実施している。	2001年～	4
42	●調達要件、審査や選定、契約条件等、調達における一連の流れにおいて、引き続き、人権尊重への取組を推進していく。	【外務省、財務省】	・実施状況	(外務省) JICAの有償及び無償資金協力事業において使用されているそれぞれの標準入札図書においては、人権尊重も含まれる当該国の労働関連法令遵守を契約条項として明記するなど、引き続き取り組んでいる。 (財務省) JBICは、JBICが行う融資等の対象となる各プロジェクトについて、人権の尊重を含む環境社会配慮の確認を「環境社会配慮の確認のためのJBICガイドライン」に基づいて行ってきており、今後とも継続していく。また、2023年4月には人権方針を公表し、人権尊重の取組に係る経営のコミットメントを改めて示した。	(財務省) 2003年～	4
43	●ジェンダーの視点からは、「女性・平和・安全保障に関する行動計画」において、特に開発協力分野も含めた「IV人道・復興支援」の取組が「ビジネスと人権」の文脈に該当する。我が国の支援の実施においてJICA事業や国連機関等の事業で企業と連携をする場合に、引き続き、ジェンダーの視点を盛り込んでいく。	【外務省】	・WPS行動計画のIVに関する実施案件数	2023年2月～2024年2月の間に、WPS行動計画のIVに関する案件を9件実施している(全てJICA)。案件は以下のとおり。 ・タジキスタン、アフガニスタン国境地域における絵師蛍光推進計画(UNDP連携)(タジキスタン共和国、アフガニスタン・イスラム共和国) ・シンド州における、インフォーマルセクターにおける女性家内労働者の生計向上及び生活改善支援プロジェクト(パキスタン) ・災害リスク削減・管理能力向上プロジェクト(フェーズ2)(フィリピン) ・Labor Based Technology (LBT) 講師育成(ソマリア) ・パンサモロ自治政府能力向上プロジェクト(フィリピン) ・バプア州農業普及員の普及能力向上と住民組織強化による農業技術改善プロジェクト(インドネシア) ・一村一品・イシクリ式アプローチの他州展開プロジェクト(キルギス) ・北東部州復興計画策定能力強化(ナイジェリア) ・生計向上を通じた社会的結束のための能力開発(ブルンジ)	2022-2023	7 10

ウ. 国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
44	●人権理事会等の国連人権メカニズムにおける議論を通じた国際社会における「指導原則」の履行促進への努力	【外務省】	・実施状況	人権理事会や国連ビジネスと人権作業部会の訪日受入れ等による国際場裡でのステートメント等を通じて、「指導原則」の履行促進の重要性を呼び掛けた。	2020-2025	1 2 10

45	●諸外国との人権対話を通じた「ビジネスと人権」に係る取組の推進	【外務省】	・実施状況	3か国（ベトナム、カンボジア及びバングラディシュ）における外務省主催セミナーの実施、第2回日米タスクフォース政府間対話及びステークホルダー対話、及び第12回日・カンボジア人権対話において、行動計画の実施、人権デュー・ディリジェンス・ガイドラインの策定を含めた日本の「ビジネスと人権」の取組について発信した。	2020-2025	9
----	---------------------------------	-------	-------	---	-----------	---

46	●OECD、世界銀行等の国際機関等のフォーラムにおける経済活動と社会課題の関係に関する議論に対する引き続きの貢献	【外務省、財務省、経済産業省】	(外務省、経済産業省) ・OECD関連では、RBC作業部会での議論に引き続き貢献する。	(外務省) 該当期間中の全てのRBC作業部会(計6回)に参加し、積極的に議論に貢献。 (財務省) 国際機関等における経済活動と社会課題に関する議論に貢献。	(外務省) 2022年4月~2023年3月 (財務省) 期限の定めなし	10
47	●産業界のみならず、労働者等の幅広い層の人々が恩恵を受ける経済連携協定及び投資協定の締結への継続的な努力	【外務省、財務省、農林水産省、経済産業省】	・実施状況	幅広い層の人々が恩恵を受けるEPA及び投資協定締結と着実な実施に向けて努力を継続。	期間の定めなし	9
48	●日EU・EPAに基づく、市民社会との共同対話を今後も定期的実施(2020年1月に第1回会合を開催)	【外務省】	・共同対話の開催回数	2024年3月までに4回の会合を実施(なお、第5回会合を2024年4月に実施)。会合終了後、共同サマリーを作成し、外務省ホームページ上で公表している。	2019年一	9

エ. 人権教育・啓発
(ア) 公務員に対する「ビジネスと人権」に関する周知・研修

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
49	●関係府省庁において実施する職員向け講義にて、「ビジネスと人権」の分野の取扱いを検討していく。	【全府省庁】	・講義・研修等で「ビジネスと人権」について取り上げた回数・参加人数 ・実施状況	(内閣府) 新たに採用された内閣府職員に対する研修において、ビジネスと人権を取り上げて行動計画を周知した。 (警察庁) 新たに採用された警察職員全員(対象者約9,000人見込み)を対象とした研修において、ビジネスと人権を含む、人権に関する研修を実施した。 (外務省) 新たに採用された職員への研修において、ビジネスと人権について説明した。(1回、対象者68人) (財務省) 本省職員を対象として、人権研修(延べ1,511人が参加)を開催し「ビジネスと人権」について取り上げたほか、有識者を講師に招き「ビジネスと人権」をテーマとしたランチミーティング(参加人数55人)を開催。 (文部科学省) 令和5年5月に実施した公共調達担当者向けの研修において、ビジネスと人権に関連する調達ルールの徹底について注意喚起を行った。今後も引き続き年1回実施することを目標とする。 (防衛省) 全国各地に所在する自衛隊の契約機関向けの教育において、「ビジネスと人権」に係る政府の取組を周知した。(計18回開催し、延べ約4,200人が参加) (経済産業省) 令和6年2月に令和5年度 経済産業行政官担当者研修として、経済産業省職員、都道府県、政令指定都市及び中核市の商工担当者、経済産業省関係団体職員等を対象としたセミナー(参加人数131名)を開催。「ビジネスと人権」に関する日本政府の取組を周知した。 (復興庁) 外務省からの出席を得て、「ビジネスと人権」に関する講演を1回実施(20名が参加。)	(財務省) 期間の定めなし (防衛省) 2023年7月~9月 (文部科学省) 期間の定めなし	8
50	●公務員を対象とする人権に関する研修会等において、「ビジネスと人権」を含む各種人権課題に関して周知していく。	【法務省】	・研修参加者人数	法務省の人権擁護機関では、地方公共団体等の人権擁護行政に携わる職員を対象として、「ビジネスと人権」を講義科目に含む人権啓発指導者養成研修会を実施しており、令和5年度は607人が同研修会に参加した。今後も引き続き同様の取組を実施していく。	期限の定めなし	8

(イ) 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育・啓発を実施

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
51	●「ビジネスと人権」における各種人権課題を認識しつつ、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発活動を引き続き実施していく。	【法務省、文部科学省、関係府省庁】	(法務省)・Myじんけん宣言の宣言者数 ・実施状況	(法務省) 法務省の人権擁護機関においては、人権啓発活動として、シンポジウムの開催、啓発資料の作成・公表等、各種の取組を実施している。また、令和3年7月からは、「Myじんけん宣言」キャンペーンにより、企業・団体、個人が人権を尊重する行動をとることを宣言することにより、誰もが人権を尊重し合う社会の実現を目指す取組も開始しており、令和6年2月29日時点で企業・団体の宣言者数は634、個人の宣言者数は1,869となっている。 (文部科学省) 学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重の意識を高める教育の推進に努めている。学校教育については、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を委嘱する「人権教育研究推進事業」、学校における人権教育の在り方等について調査研究を行う「学校における人権教育の在り方等に関する調査研究」に取り組みとともに、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした「人権教育担当指導主事連絡協議会」や、独立行政法人教職員支援機構が主催する「人権教育推進研修」を実施するなどして、教育委員会・学校における人権教育の取組の改善・充実を支援している。社会教育については、社会教育主事の養成講習において、人権問題などの現代的課題を取り上げ、指導者の育成及び資質の向上を図っており、公民館等の社会教育施設を中心に学級・講座が開設され、各地域の実情に即した人権教育が推進されるよう促している。	期限の定めなし	3
52	●企業向け人権研修への講師派遣や人権啓発冊子・ビデオの配布・貸出し等の人権啓発活動を実施していく。	【法務省】	・大人の人権教室参加者数 ・人権教育啓発推進センターの利用実績(図書、DVD等の貸出数)	全国の法務局・地方法務局では、企業等からの要望に応じて、人権擁護委員や法務局職員を人権研修の講師として派遣している(令和4年度社会人・企業向け人権教室参加人数105,480人)。また、企業が自ら実施する人権研修で活用できる啓発冊子・啓発動画・研修資料を作成し、インターネット上で公開・配信するなどしている。	期限の定めなし	3

(ウ) 民間企業と連携・協力した人権啓発活動の更なる実施等

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
53	●人権教育啓発推進センターの活用や民間企業と連携・協力した人権啓発活動の更なる実施を推進していく。	【法務省】	・シンポジウム参加者数	令和5年度は複数のテーマのシンポジウムを人権教育啓発推進センターに委託して開催し、計2,602人が参加した。今後も引き続き同様の取組を実施していく。	期限の定めなし	3

(エ) 中小企業向けの人権・啓発セミナーの継続

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
54	●「人権啓発支援事業」として、企業に対する人権教育・啓発セミナーを、中小企業等を対象に引き続き実施していく。	【経済産業省】	セミナー等の参加者数	人権啓発支援を図るため、中小企業等を対象として、2023年度は全国で84回セミナーを実施し、16,608人が参加・視聴した。	2020年度~現在まで	3

(注) 措置実施期間は当該事業の事業終了予定年度 (注) 現在の事業名は「人権教育・啓発活動支援事業」

(オ) 人権の尊重を含む社会的課題に取り組む企業を表彰

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
55	●企業が、社会的課題に取り組む責任を有するとともに貢献可能であることを広く社会が認知することが重要という観点から、人権の尊重を含む社会的課題に取り組む企業を表彰する。	【消費者庁、法務省、関係府省庁】	(消費者庁) ・消費者志向経営優良事例表彰応募件数 ⇒40件(2023年度消費者志向経営優良事例表彰)	(消費者庁) ・消費者志向経営優良事例表彰応募件数 ⇒40件(2023年度消費者志向経営優良事例表彰) (法務省) 人権擁護委員の活動等を通じて、関わりのある企業・法人等の団体及び個人の中から、人権擁護上顕著な功績があったと認められた方に対し、法務大臣又は全国人権擁護委員連合会会長が表彰を行っている。	期間の定めなし	3

カ)教育機関等関連機関に対する、行動計画等の周知

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
56	●人権尊重の意識を高める教育について、学校教育においては、持続可能な社会の創り手の育成も目指している新学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、地域の実情や発達段階に応じながら学校教育活動全体を通じて、また、社会教育においては、地域の実情に応じ、地域の学習の拠点である公民館等の社会教育施設において、それぞれ行われており、引き続きそれらの取組を推進する。	【文部科学省】	教育機関等関連機関に対する周知状況	2023年6月21日～23日「人権教育推進研修」、2023年10月31日「人権教育担当指導主事連絡協議会」において周知を実施。 「ビジネスと人権」に係る内容を含む「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」について、教育委員会等に周知を行った。	期間の定めなし	8

(キ) 行動計画の周知や「ビジネスと人権」に関する啓発における国際機関との協力

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
57	●国際機関と協力しつつ、本行動計画等の周知・普及啓発を実施していくことにより、社会全体としての人権に関する理解促進・意識向上を図っていく。	【外務省、厚生労働省、経済産業省】	(外務省、厚生労働省、経済産業省) ・OECD関連では、RBC作業部会の議論における周知、OECD主催イベントを通じた周知・普及啓発に取り組んでいく。 ・実施状況	(外務省) ・国連開発計画(UNDP)への拠出を通じて、2023年度案件として、対象14か国(モンゴル、ネパール、インドネシア、パキスタン、タイ、ベトナム、チュニジア、ガーナ、トルコ、ウクライナ、カザフスタン、キルギス、メキシコ、ペルー)における日本企業及びそのサプライヤー等に対する人権デュー・ディリジェンス研修等の実施、及び対象9か国(ネパール、チュニジア、ガーナ、トルコ、ウクライナ、カザフスタン、キルギス、メキシコ、ペルー)の政府に対するビジネスと人権に関する行動計画の策定・実施を支援。経済協力開発機構(OECD)への拠出を通じて、対象国における責任ある企業行動(RBC)の促進を図る事業への支援を実施。 ・赤十字国際委員会(ICRC)及びジュネーブ安全保障セクター・ガバナンス・セクター(DCAF)による、企業が地域社会の人権と尊厳を尊重し、効果的に安全保障を管理するためのツールキット(複雑な環境における安全保障と人権の課題への取組)の作成を後援した。 (外務省、厚生労働省、経済産業省)OECD・RBC作業部会がまとめるRBC施策に関する定期報告において、NAPフォローアップ状況について報告。	(外務省)2020-2025 2022年4月-2023年3月	10

(3) 人権を尊重する企業の責任を促すための政府による取組
ア. 国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進

ア) 業界団体等を通じた、企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
58	●業界団体等を通じた、企業等への本行動計画の周知・サプライチェーンにおけるものを含む人権デュー・ディリジェンスに関する啓発を実施していくことにより、責任ある企業行動の促進を図っていく。	【全府省庁】全部局(業所管)、国際課関係係	・実施状況	●ガイドライン周知(詳細は別添) (全関係府省庁) ・メール・イベント等を通じた業界団体・関係団体等への周知、セミナーの開催、後援あるいは参加を通じた周知・説明、二国間協議や国際会議等での発信、省庁ウェブサイトへの掲載、好事例の紹介、パンフレットの作成・配布等を通じて、ガイドラインの普及、啓発活動を行った。 ●ガイドライン周知以外の行動計画・人権デュー・ディリジェンスにかかわる啓発活動 (外務省) ・2023年6月、人権デュー・ディリジェンスの一般向け啓発イベントとして、「繋がりの中にある世界と人権デュー・ディリジェンス・持続可能なビジネス慣行を形成するための日本の政策とアプローチ」を国連大学においてUNDPと共催(約80人対面傍聴、約600人オンライン視聴)。イベントでは、中谷元内閣総理大臣補佐官、外務省、経済産業省、アメリカ大使館、インドネシア共和国司法人権省、ベトナム社会主義共和国司法省、ASEAN政府間人権委員会(AICHR)マレーシア代表がディスカッションに参加したほか、複数の企業や業界団体及びNPO法人らによるパネルディスカッションを実施した。 ・2023年11月、ベトナム、カンボジア、バングラデシュにおいてオンラインセミナーを開催し、日本企業や日本企業の進出先国への取引先企業に向けて人権デュー・ディリジェンスの実施に関し情報提供を行った(延べ174人の参加)。 ・2024年1月、名古屋、横浜、大阪において対面セミナーを開催し、日本企業に向けて、人権デュー・ディリジェンスの実施に関し情報提供を行った(延べ374人の参加)。また、2023年12月・JICAが支援する、企業が参加可能な国内の外国人労働者の課題解決に向けたマルチステークホルダー型プラットフォーム(責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム:JP-MIRAI)を通じ、国内外イベントでの情報発信に取り組んだ。 ・JICAが事務局となり、持続可能なカカオ産業の実現を目標に、多様な関係者が共創・協働するための「場」として「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」を2020年に設立(団体会員60以上、個人会員130以上)。カカオ産業のサプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスを推進すべく、2023年度に「児童労働撤廃に向けたセクター別アクションプラン」(2022年作成・発表)に基づくチョコレート・カカオ関連企業・団体の取組の進捗を取りまとめたレポートを発表した他、セミナー・イベントの開催・参加を通じた情報交換や相互学習、情報発信に取り組んだ。 ・2023年4月、企業における人権尊重の取組の鍵となる「ビジネスと人権」の考え方について、SDGsとの関連性を切り口として説明する動画を作成し、公開。 (経済産業省) ・ジェトロでは、ビジネスと人権関連セミナーの実施や、早わかりガイドの作成などを通じ、人権デュー・ディリジェンス等に関する啓発を実施。また、「サプライチェーンと人権」特設ウェブサイトを開き、人権デュー・ディリジェンス等に関連する各国法規制や動向など情報提供を行い、周知啓発を実施。さらに、企業の人権尊重の取組等に関する相談窓口を設置した。 (農林水産省) ・2023年10月、特定技能制度のセミナー(飲食品料製造業及び外食業分野の受入れ企業向け)において特別講座「企業に求められる取り組み～ビジネスと人権～」を実施。(オンライン参加者782名) ・2023年12月、政府ガイドラインで示された内容について、食品産業(主に食品製造業)において実際に取り組めるように、農林水産省において「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を取りまとめ、公表・周知した(周知団体数430団体)。 ・2024年2月、食品企業における人権尊重の取組をより推進するためのセミナーを国内3箇所(東京、大阪、福岡)でオンライン併用にて開催した(参加者数延べ367人)。 (環境省) ・二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism: JCM)の活用を前提として、途上国等において優れた脱炭素技術等を活用して温室効果ガスの排出削減事業を行う「JCM設備補助事業」では、「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)」や「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の遵守を採択審査基準に入れている。	期間の定めなし	3

(イ)「OECD多国籍企業行動指針」の周知の継続

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
59	●企業の責任ある行動を促進するため、関係機関と協力しつつ、「OECD多国籍企業行動指針」の周知を継続する。	【外務省、厚生労働省、経済産業省】	(外務省、厚生労働省、経済産業省) (外務省) 【セミナー4件、その他周知活動3件、参加人数1121名】 ・経団連のOECD諮問委員会の2023年度総会において2023年改訂版OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針(以下改訂版多国籍企業行動指針)及び日本連絡窓口(NCP)の取り組みについての説明を行った。(2023年7月 約90名) https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2023/0727_07.html ・OECD主催のウェビナー”What changed in the 2023 revamp of the OECD Guidelines and why does it matter?”にて改訂版多国籍行動指針及び日本NCPの取り組みについてプレゼンテーションを行った。(2023年9月、約800名) https://www.youtube.com/watch?v=4xv0W0XadgM&t=825s ・JICAの課題別研修「ビジネスと人権」において改訂版多国籍企業行動指針及び日本NCPの取り組みについてのプレゼンテーションを実施(2024年1月 8カ国 8名) ・グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(GCNJ)、ビジネスと人権ロイヤルズ・ネットワーク(BHR Lawyers)、ビジネスと人権対話救済機構(JaCER)が共催した「責任ある企業行動のための対話救済フォーラム(第1回)」において、改訂版多国籍企業行動指針、日本NCPの取り組みについてプレゼンテーションを行った。(2024年2月 223名) ・外務省日本NCP専用ウェブサイトにて2023年改訂版多国籍企業行動指針英文及び和文を掲載(2023年6月及び11月)。その他関係府省庁ウェブサイトにも同リンクを掲載。またステークホルダーに対し、行動指針改定を周知。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100586174.pdf ・2023年の多国籍企業行動指針改定に伴い、日本NCPの個別事例処理手続を改訂し、日本NCP専用ウェブサイトに掲載(2024年2月) https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100623196.pdf (English) https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100004429.pdf (Japanese) ・在外公館HPの日本企業支援ページに、改訂版多国籍企業行動指針及び日本NCP個別事例処理手続等を掲載(2024年3月)	2022年4月-2023年3月	1	
				2		

(ウ) 「ILO宣言」及び「ILO多国籍企業宣言」の周知

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
60	●関係府省庁等のウェブサイト等において、関係機関と協力しつつ、周知を継続する。	【厚生労働省】	・実施状況	厚生労働省のHPIにおいて、ILO駐日事務所の関連ページのリンクを掲載し、ILO宣言及びILO多国籍企業宣言の周知を行っている。	期間の定めなし	1
						2

(エ) 在外公館や政府関係機関の現地事務所等における海外進出日本企業に対する、行動計画の周知や人権デュー・ディリジェンスに関する啓発

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
61	●現地関係機関・団体等との協力も視野に、在外公館において、行動計画の周知や人権デュー・ディリジェンスの啓発を図っていく。その際、女性や子どもを始めとする社会的弱者を含むサプライチェーンにおける労働者の人権保護の課題に十分留意する。	【外務省、財務省、経済産業省】	(外務省) 在外公館や政府関係機関の現地事務所等における関連セミナーや周知活動の件数 (経済産業省) ・ジェトロでは、現地事務所を通じて、東南アジア進出日系企業を中心に人権デュー・ディリジェンスに関する課題などを解説するセミナーを実施。また、海外進出日系企業等の人権デュー・ディリジェンス実施等に関するアンケート調査を行い、ウェブサイトで公表し、その取組の重要性を意識付けている。	(外務省) ・日本企業支援窓口(日本企業支援担当官)を通じて、現地で活動する日本企業の支援を実施している。 ・国際開発計画(UNDP)へ提出を通じて、2022年度案件として17か国、2023年度案件として14か国において、行動計画の周知や人権デュー・ディリジェンスの啓発を図った。	期間の定めなし	3

(オ) 「価値協創ガイダンス」の普及

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
62	●投資家と企業経営者のESG/非財務情報に関する対話・開示の手引きであり、企業の自主的・自発的な取組の「指針」として活用できる「価値協創ガイダンス」の普及に引き続き努める。	【経済産業省】	価値協創ガイダンスの実質的な理解の普及に努める。	価値協創ガイダンスについて、昨今の長期経営の重要性の認識の広がりや、サステナビリティに対する意識の高まりを踏まえ、SX(サステナビリティ・トランスフォーメーション)の意義をさらに明確化する観点から「価値協創ガイダンス2.0」へ改訂。引き続き、価値協創ガイダンスの普及に努めている。また、価値協創ガイダンスを活用し、企業価値を向上させている企業をSX銘柄として選定するため、SX銘柄を創設し、SX銘柄評価委員会により決定された制度設計、審査基準を元に、SX銘柄2024を選定し、2024年5月に公表予定。	期間の定めなし	3

(カ) 女性活躍推進法の着実な実施

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
63	●2019年通常国会で可決・成立した改正法では、行動計画の策定及び情報公表の義務対象を常時雇用する労働者101人以上の事業主まで拡大し、301人以上の事業主に対しては情報公表の強化を行った。(2020年6月1日施行。対象拡大は2022年4月1日施行。)今後、改正法の円滑な施行に向けて、改正内容の周知徹底や中小企業に対する行動計画の策定支援等を行っている。	【厚生労働省】	・①大企業(301人以上)の女性活躍推進行動計画策定率 ・②中小企業(101人以上300人)の女性活躍推進行動計画策定率 ・③「男女の賃金の差異」の公表義務付け	①97.9%(2023年12月末時点) ②97.6%(2023年12月末時点) ③2022年7月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」を改正し、常用労働者数301人以上の事業主に「男女の賃金の差異」の情報公表を義務付けた。	①早期に100% ②2026年までに100%	1
						3

(キ) 環境報告ガイドラインに即した情報開示の促進

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
64	●令和2年8月に発行した環境デュー・ディリジェンスに関する手引書の普及等を通じて、環境デュー・ディリジェンスの理解、情報開示の促進に努める。	【環境省】	・普及等の取組推進例(例:セミナー開催など)	2023年5月には「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門～環境マネジメントシステム(EMS)を活用した環境デュー・ディリジェンスの実践～」を公表。また、2024年3月には環境デュー・ディリジェンスに関する最新動向や前述のハンドブックの解説・企業取組事例の紹介等をセミナーを開催。環境デュー・ディリジェンスの一層の普及・促進を図った。	2020-2025	3

(ク) 海外における国際機関の活動への支援

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
65	●ILOへの提出を通じ、サプライチェーン末端の労働者のディーセント・ワークの促進等の取組及び好事例の普及を引き続き支援する。	【厚生労働省、関係府省庁】	(厚生労働省) ・各種セミナーや職業訓練等への参加者数	(厚生労働省) 我が国からの提出を通じてILOが実施しているプロジェクトにおける各種セミナーや職業訓練等への参加者数について、直近の2022年度の実績をみると、目標人数13,591人に対して、実績人数20,252人(達成率149%)と目標を達成しており、こうしたプロジェクトの着実な実施により、労働者のディーセント・ワークの促進等に貢献している。	2013年度～	10
66	【追加施策(1年目)】 ●その他国際機関への提出等を通じ、企業の人権デュー・ディリジェンス導入促進支援を行う。	【外務省、経済産業省、関係府省庁】	(外務省) ・各種セミナーやガイダンス等への参加企業数等 (経済産業省) ・各種セミナー等への参加企業数・好事例集の作成	(外務省) ・国連開発計画(UNDP)への提出を通じ、対象17か国における人権基準の強化、企業への人権デュー・ディリジェンス実施の推進すると共に、対象国がビジネス関連の人権侵害に取り組む政策の策定を支援した。アジア地域では、2023年にモンゴル、ベトナム、ネパールが行動計画を策定。2024年中には、ガーナ、キルギス、メキシコで行動計画が策定される見込み。このほか、カザフスタンやウクライナにおいて、人権関連の政府文書において、BHR関連の記述が盛り込まれた。 (経済産業省) 国際労働機関(ILO)への提出を通じ、企業の人権デュー・ディリジェンス導入促進を支援し、また、日本企業の人権尊重の取組に係る好事例集を作成。具体的には、アジア諸国では、日本企業の海外取引先企業等に対する人権デュー・ディリジェンスの実施支援、人権・労働環境向上のためのアドバイス提供、や国際労働基準に精通した専門人材の育成を実施。さらに、ILOと共催でアジア諸国におけるビジネスと人権に関する議論を深めるための対話イベントをインドネシア・ジャカルタで開催する等、日本国外においても取組を進めており、当該イベントは、2023年10月のG7貿易大臣声明において、G7を越えたビジネスと人権に関するアウトリーチと関与の強化の観点から歓迎の意が表された。国内においては、全国社会保険労務士会連合会と協力して、中小企業の人権尊重の取組をサポートできる専門人材の育成を実施。また、ILOとグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンで協働で国際人権・労働基準に関する企業内専門人材育成を目的に研修を実施。	2022年度～2023年度	10

イ. 中小企業における「ビジネスと人権」への取組に対する支援

(ア) 「ビジネスと人権」に関するポータルサイト構築を通じた中小企業への情報提供

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
67	●「ビジネスと人権」に関する情報を一元化したポータルサイトを整備し、中小企業に対し、「ビジネスと人権」に関する取組を促していく。	【外務省】	・ポータルサイトの構築、内容整備、閲覧数	外務省ウェブサイト上に「ビジネスと人権」情報ポータルサイトを構築。視覚的により見やすくし、必要な情報により早くアクセスできるよう情報を集約し、かつ、マルチデバイスに対応するため改修を行った(2024年3月)。27,570回閲覧(2023年4月～2024年3月)。	2021年～	3

(イ) 経済団体・市民社会等と協力して、中小企業を対象としたセミナーを実施

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
68	●「人権啓発支援事業」として、企業に対する人権教育・啓発セミナーを、中小企業等を対象に引き続き実施し、人権デュー・ディリジェンスについても理解を高めていく。	【経済産業省】	・セミナー等の参加者数	人権啓発支援を図るため、中小企業等を対象として、2023年度は全国で84回セミナーを実施し、16,608人が参加・視聴した(ただし、すべてのセミナーが人権デュー・ディリジェンスを対象としたものというわけではない。)	2020年度～現在まで	3

(ウ) 取引条件・取引慣行改善に係る施策

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
69	●本来、親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、取引条件・取引慣行改善に引き続き取り組む。	【経済産業省】	受注企業向け調査において「不合理な原価低減要請を受けていない」と回答する割合。	労務費や原材料費等のコスト上昇分を適切に価格転嫁できる環境を整備するため、毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と定め、価格交渉、価格転嫁を促進。また、「月間」の結果を踏まえ、発注側企業(計約450社)ごとの転嫁と交渉状況をまとめたリスト公表や、状況の芳しくない親事業者の経営陣に対する指導・助言を実施するなど、実効性を高めた。	2020-2025	1
						3

(4) 救済へのアクセスに関する取組

司法的救済及び非司法的救済

(ア) 民事裁判手続のIT化

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
70	●訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、関係者の現実の出頭を要しないウェブ会議等を利用した争点整理や証拠調べ等の実現を図り、国民の司法アクセスが向上するよう、法制審議会における調査審議を踏まえ、民事訴訟法等の改正を行う。	【法務省】	・実施状況	訴状等のオンライン提出を含め民事訴訟制度をデジタル化するための「民事訴訟法等の一部を改正する法律」が令和4年5月に可決され、成立した。	2022年度	25
						26

(イ) 警察官、検察官等に対する人権研修

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
71	●警察学校において、新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対して、人権の国際的潮流等を含めた各種人権課題についての教育を引き続き実施していく。	【警察庁】	警察学校における受講者数	(警察庁)2023年度、新たに採用された警察職員全員(約9,000人見込みの新規採用者)や昇任する警察職員全員(約10,000人見込みの昇任者)を対象とした研修において、各種人権課題に関する研修を実施した。	期限の定めなし	1
						8
72	●検察官に対し、その経験年数等に応じて行う各種研修において、人権諸条約や犯罪被害者等をテーマとした講義を実施するなど、広く人権に関する理解の増進に引き続き努めていく。	【法務省】	研修の実施回数及び受講人数	検察官に対し、経験年数等に応じて行う各種研修において、人権諸条約や犯罪被害者等をテーマとした講義を実施。 【実施状況】 2022年度 検事約270名、副検事約120名が経験年数等に応じて行う各種研修において受講。 2023年度 検事約200名、副検事約100名が経験年数等に応じて行う各種研修において受講。	期限の定めなし	1
						8
73	●出入国在留管理庁関係職員を対象に、在職年数に応じて実施している研修において、人権関係法規、人権擁護の現状及び人身取引関係の講義等を引き続き実施していく。また、業務の中核となり、実務に携わる職員等を対象とした研修において、人権に関する諸条約、人身取引対策等について講義を実施する等し、人権問題に関する知識を深め、適切な業務処理に資する人材を育成することに引き続き努めていく。	【法務省】	研修の実施回数及び研修参加人数	2023年度、出入国在留管理庁職員のうち、実務に携わる職員25名に対して、人身取引等の知識や対処方法の習得等を目的とした研修を実施した。また、一定の在職年数の職員28名に対して、人権に配慮した的確かつ適切な対応能力を身に付けることを目的とした研修を実施した。さらに、約1か月をかけて、全職員に対して人権意識をより一層向上させることを目的とした研修を実施中である。	期限の定めなし	1
						8
74	●任官後5年目程度の労働基準監督官を対象とし、毎年実施される研修において、人身取引をテーマとして取り扱う講義を行っており、人身取引対策の推進における労働基準監督機関の役割などについて理解を引き続き促していく。	【厚生労働省】	・実施状況	任官後5年目程度の労働基準監督官を対象に厚生労働本省が実施している研修において、人身取引対策の推進における労働基準監督機関の役割等について講義を実施した(2023年度:3回、計200人参加)。また、これに加えて、令和4年3月から、都道府県労働局において、労働基準監督署に新たに配置された労働基準監督官に対して、人身取引事犯への適用法令、具体的適用例等に係る研修を実施することとした。	期間の定めなし	1
						8

(ウ) 「OECD多国籍企業行動指針」に基づく日本NCPの活動の周知とその運用改善

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
75	●「OECD多国籍企業行動指針」に基づき、担当3省間の連携強化・円滑化に努めながら、日本NCPとして適切な機能を果たす。具体的には、公平性と中立性の確保に努めつつ、手続の透明化を進め、引き続き広報活動を行う。その際、サプライチェーンにおける人権尊重やジェンダーの視点にも留意することとする。政労使で構成される日本NCP委員会と協力し、要すれば適宜有識者からの助言を求めていく。	【外務省、厚生労働省、経済産業省】	(外務省、厚生労働省、経済産業省) (1)セミナー等のイベントを通じたOECD多国籍企業行動指針及び日本NCPの周知広報件数、同イベントへの参加人数 (2)日本NCPにこれまで問題提起された個別事例の受領件数及び手続終了件数	(外務省、厚生労働省、経済産業省) (外務省) (1)セミナー等4件、参加人数約1121名(内容は、以下のとおり) ・経団連のOECD諮問委員会の2023年度総会において2023年改訂版OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針(以下改訂版多国籍企業行動指針)及び日本連絡窓口(NCP)の取り組みについての説明を行った。(2023年7月 約90名) https://www.keidanren.or.jp/journal/times/2023/0727_07.html ・OECD主催のウェビナー”What changed in the 2023 revamp of the OECD Guidelines and why does it matter?”にて改訂版多国籍企業行動指針及び日本NCPの取り組みについてプレゼンテーションを行った。(2023年9月、約800名) https://www.youtube.com/watch?v=4xv0W0XadgM&t=825s ・JICAの課題別研修「ビジネスと人権」において改訂版多国籍企業行動指針及び日本NCPの取り組みについてのプレゼンテーションを実施(2024年1月 8カ国 8名) ・グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(GCNJ)、ビジネスと人権ロイヤーズ・ネットワーク(BHR Lawyers)、ビジネスと人権対話救済機構(JaCER)が共催した「責任ある企業行動のための対話救済フォーラム(第1回)」において、改訂版多国籍企業行動指針、日本NCPの取り組みについてプレゼンテーションを行った。(2024年2月 223名)。 (2)受領件数15件、手続終了件数13件(件数は2000年の日本NCP設立以降の累積数)	2022年4月-2023年3月	1
						2
						25
						27
						31

(エ) 人権相談(みんなの人権110番等)の継続

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
76	●外国人のための人権相談所等では、10か国語での外国語による人権相談に対応している。さらに、子どもや女性の人権問題に関しては、専用の相談電話を設置している。	【法務省】	・人権相談件数	法務省の人権擁護機関では、「外国人のための人権相談所」を設け、約80の言語による人権相談に対応しているほか、「外国語人権相談ダイヤル」及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設けており、電話・インターネットでも10言語による人権相談に対応している。令和5年の外国人を被害者とする差別待遇の相談件数は614件である。さらに、子どもや女性の人権問題に関しては、専用の相談電話として「こどもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」を設けており、人権相談に応じている。令和5年の「こどもの人権110番」への相談件数は19,251件、令和5年の「女性の人権ホットライン」への相談件数は15,142件である。	期間の定めなし	25
						27
						31

(オ) 人権侵害の予防及び被害の救済

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
77	●人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、所要の調査を行い、関係機関の連携を図りつつ、事案に応じた適切な措置を講ずることによって、被害の救済及び予防を図る。	【法務省】	・人権侵犯事件の新規救済手続開始件数	法務省の人権擁護機関では、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じているところ、令和5年の外国人を被害者とする差別待遇の人権侵犯事件の新規救済手続開始件数は83件である。	期間の定めなし	25
						27
						31

(カ) 個別法令等に基づく対応の継続・強化

(労働者、障害者、外国人技能実習生を含む外国人労働者、通報者保護)

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
78	●技能実習法に基づき、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣への申告のほか、外国人技能実習機構による技能実習生に対する母国語での相談対応及び人権侵害発生時等、技能実習の実施が困難となった際の転籍支援を引き続き実施していく。	(法務省、厚生労働省)	・母国語相談及び申告件数	・母国語による相談・申告の窓口への相談。(母国語相談:延べ17,332件、申告(注):125件(2022年度)) (注)母国語相談窓口からの相談により明らかになったものを含み、技能実習法違反の疑いのある案件のうち、技能実習生等が技能実習法第49条の規定に基づく申告をすとした場合の件数。 なお、2021年4月21日からは、暴行や脅迫等の人権侵害行為の相談に対応するための専用窓口「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」を開設したほか2023年4月12日からは、電話番号を持っていない者でも相談ができるよう、オンライン通話による相談対応を開始した。	2017年11月～	25
						27
						31
79	●我が国では、通報者の保護に関し、一定の要件を満たして通報を行った通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産の保護に係る法令の遵守を図ることを目的とする「公益通報者保護法(平成16年法律第122号)」を制定している。G20大阪サミット首脳宣言及び「G20効果的な公益通報者保護のためのハイレベル原則」も踏まえ、事業者及び行政機関(地方公共団体を含む)における通報・相談窓口設置の促進を引き続き図っていく。	【消費者庁】	・民間事業者の体制整備状況	・令和2年の公益通報者保護法の改正(令和4年6月施行)により、常時使用する労働者の数が300人を超える事業者については、内部通報受付窓口の設置をはじめとする内部通報に対応するための体制整備が義務付けられた(常時使用する労働者の数が300人以下の事業者については努力義務)。消費者庁では、事業者に対し体制整備に関して行政指導を行っているほか、令和5年12月に、内部通報体制を整備していない事業者を支援するため、経営者や従業員向けに公益通報者保護法のポイントを掴むことができるショート動画や内部通報対応の担当者向けの研修動画のほか、内部規程のサンプル等を含む「内部通報制度導入支援キット」を作成し、公表するなど、民間事業者の体制整備が徹底・促進されるよう周知・啓発活動含め引き続き取り組んでいる。なお、公益通報者保護法に関しては令和6年5月より検討会を開催し改正後の施行状況をふまえた課題についても検討を行う予定である。	期間の定めなし	25
						27
						28

(キ) 裁判外紛争解決手続の利用促進

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
80	●企業活動がもたらす課題や人権侵害に関する救済へのアクセス改善に資するものとして、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証紛争解決手続や、その他の様々なステークホルダーが提供する取組について、その利用促進を図るため、周知等の支援を行う。	【法務省】	・今後実施予定の認知度調査の結果	2024年1月18日～22日に実施したADR・ODRに関する認知度調査の結果、ADRの認知度20.9%、ODRの認知度15.5%であった。 例年、インターネット広告によるADR・ODRの周知・広報を行っており、2023年度も継続してこれらの取組を行った。また、2023年度は、2022年度の認知度調査の結果を踏まえ、同年度に制定されたADR週間(12月1日から7日)中、関係機関と連携した集中的・一体的な広報を実施し、12月1日にADR・ODRへの更なるアクセス向上を目的としてADR事業者と相談機関との連携をテーマとしたオンライン・フォーラムを開催するなど認知度向上に向けた施策を行うとともに、事業者を含む認証ADR(愛称:かいけつサポート)の情報等について、広く国民に周知・広報を行うためのホームページの改修やODRの社会実装に向けて、公益財団法人日弁連法務研究財団に委託して、一つのデジタルプラットフォーム上で法律相談からADRまでをワンストップで行うことができるサービスを提供する事業を行い、その効果、課題及び対応策の分析・検証を行う「ODR実証事業」等を実施した。	期間の定めなし	25
						28
81	●企業活動がもたらす課題や人権侵害に関する救済へのアクセス改善に資するものとして、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証紛争解決手続や【法務省】、その他の様々なステークホルダーが提供する取組について、その利用促進を図るため、周知等の支援を行う。	【全府省庁】	・実施状況	(農林水産省) 飲料食品製造業分野、外食業分野及び農業分野の3分野を対象とした、「事業者向け」及び「外国人向け」の相談窓口を設置。漁業分野においては、漁協等における相談業務等の支援を実施。当省のホームページへの掲載や、受入機関等に相談窓口のQRコードを掲載したチラシを配布し、周知。	(農林水産省)2021年6月～	25
						28

(ク) 開発協力・開発金融における相談窓口の継続

	今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
82	●JICAは、環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保するために、被影響住民がガイドラインの不遵守に関する異議申立を行うことができる制度を設けており、引き続き提供していく。異議申立が行われた場合には、事業担当部署等から独立した異議申立審査役がガイドラインの遵守・不遵守に関する事実を調査するとともに紛争解決に向けた当事者間の対話を促進し、その結果を直接JICA理事長に報告するとともにJICAのウェブサイトで公開していく。	【外務省】	・実施状況	JICAはウェブサイトを通じて、環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱及び異議申立に係る審査結果の公開を行っている。今年度は3件(2024年3月5日時点)の異議申立に対応しており、今後も同制度の提供を継続していく。	2003年～	28
83	●JBICは、環境ガイドライン遵守を確保するため、環境ガイドライン不遵守に関する異議申立の手続を設けており、引き続き提供していく。当該異議申立は、プロジェクトの被害を受け得る当該国の住民により行うことが可能とされており、投融資担当部署から独立した環境ガイドライン担当審査役により判断され、その結果は公開されることになっている。	【財務省】	・実施状況	JBICは、ホームページにおいて、異議申立の手続要綱及び環境ガイドライン担当審査役に関する情報を提供中。また、同ホームページ上にて、これまでの異議申立の受付・手続進捗状況とその調査結果等の報告書についても公開を行っており、今後も継続していく。	2003年～	28

84	●JICA、及びJBICにおいて、今後も運用の改善等を通じて、実効性の向上に努めていく。	【外務省、財務省】	・実施状況	(外務省) JICAは2022年に改正した異議申立手続要綱に基づき、実効性(利用可能性、予測可能性、公平性等)の向上に努めている。また、同制度の紹介資料の作成・提供や関係者への研修等を通じて同制度の周知を図っている。 (財務省) JBICにおいて、「環境社会配慮確認のためのJBICガイドライン」の見直しに向けた議論と併せ、異議申立手続要綱の改正の必要性の有無についても議論し、当該要綱に環境ガイドライン担当審査役が調査及び対話の促進にあたり外部専門家を活用出来る旨を明記するなどの改正を2022年5月に行い、同年7月から施行している。引き続き実効性の向上について検討していく。	(外務省) 2003年～ (財務省) 2003年～	28
					31	

(ケ) 日本司法支援センター(法テラス)の取組(追記)

今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
【追加施策(1年目)】 ●資力の乏しい国民や我が国に住所を有し適法に在留する外国人に対し、無料法律相談等の支援を実施し、司法的救済へのアクセス確保に努める。	【財務省】	・外国語通訳を伴う法律相談の件数	令和5年4月1日～令和6年3月31日(速報値) 1,193件	期間の定めなし	25
					27
					31

(5) その他の取組
途上国における法制度整備支援

今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
●ODAを活用し、関係府省庁とも協力しつつ、法の支配の下における人権の保障と自由な経済活動の基礎となる法令の起草・改正、法運用組織の機能強化と実務改善、法曹人材育成、司法アクセスの向上等に関する支援を実施する(JICAによる専門家派遣、研修、セミナー等)。	【財務省、外務省】	・起草支援・運用支援のための派遣要請に対して実際に派遣して支援を実施した割合 ・年度当初に把握している支援対象各国に対する起草・改正支援の目標法令数に対して当該年度に支援を行った割合 ・年度当初に把握している支援対象各国に対する執務参考資料等の作成支援目標数に対して当該年度に支援を行った割合 ・司法及び治安機関のサービスがより多くの、より広い範囲の人々に行き渡るようになった国・地域の数	(法務省・外務省) アジアを中心とする開発途上国に対し、民商事法を中心に、法令の起草と運用改善、人材育成などの法制度整備支援を実施。中でも、カンボジアやラオスを中心に裁判官、検察官、弁護士の養成支援を行い、法の支配の下での人権保障と自由な経済活動の推進の中核となる法曹人材の育成支援事業を展開中。現在はベトナム、カンボジア等10か国以上に対し、研修やセミナーを実施するとともに、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシアにJICAによる長期専門家を派遣中。なお、ODAの枠組みではないが、UNDP(国連開発計画)に対し、職員を派遣するとともに、司法アクセスの強化に関するプロジェクトへの拠出を行っている。 (外務省) ・JICAは、アジア、アフリカ等の5カ国を対象に司法アクセスに関する研修、7か国を対象に「ビジネスと人権」に関する研修を実施した。	期間の定めなし	10

質の高いインフラの推進(質の高いインフラ投資に関するG20原則)

今後行っていく具体的な措置	関係府省庁	評価指標(行政事業レビュー等のプロセスにおける既存の指標、又は今後設定し得る指標等含)	実施状況(評価指標がある場合は同指標に基づく。ない場合は定性評価)	措置実施期間	原則No
●G20大阪サミットで承認された「質の高いインフラ投資に関するG20原則」では、「原則5: インフラ投資への社会配慮の統合」において、あらゆる人々の経済参加や社会包摂を可能にし、女性や児童等脆弱な状況にある人々の人権やニーズを尊重すべきことが定められている。日本はG20原則の普及・定着を積極的に訴え、国際社会の議論をリードしており、今後同原則を推進することで「ビジネスと人権」が想定する諸課題の解決に寄与していく。	【外務省】	バイ・マルチの会合にて、G20原則に基づく質の高いインフラ投資の重要性を発信。	「原則5: インフラ投資への社会配慮の統合」を含むG20原則の国際社会における普及・実施に取り組んでいる。 具体的には、以下の各声明でG20原則に言及。 2020年 G20首脳宣言 2021年 G20首脳宣言 G20開発大臣会合声明 OECD閣僚会合声明 アフリカ経済の資金調達に関するフランス主催首脳会合 議長サマリー 2022年 G7首脳コミュニケ G7外相コミュニケ G7開発大臣会合コミュニケ 日EU定期首脳協議 共同声明 2023年 G7外相コミュニケ G7首脳コミュニケ OECD閣僚会合声明 G20 High Level Principles on Lifestyles for Sustainable Development G20 2023 Action Plan on Accelerating Progress on the SDGs 日EU定期首脳協議 共同声明	期間の定めなし	10